

奈良県告示第二百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 五條特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 金剛葛城鳥獣保護区と市道中之大沢線及び和歌山県境との交点より同鳥獣保護区との境界沿いに進み、市道西谷線との交点に至り、みどり園の外周を通り、五條博物館下の関屋川を下流に進み、その支流を上流に進み、西尾養鶏場の外周を経て金剛葛城鳥獣保護区との交点に至り、同境界に沿って五條市と御所市との境界に至り、その境界を東進し、五條市と大淀町の境界沿いに南進し、その境界に至り、市道西阿田阿田峯線に至り、その交点より一般国道三七〇号と五條市と大淀町との交点に至り、その境界に沿って梁瀬橋の手前に至り、県道五條吉野線に沿って大昭橋まで進み、市道島野九号線を南進し、五條市牧町と同市西吉野町湯川との境界に至り、その境界に沿って五條市野原町と同市西吉野町湯川との境界に至り、その境界に沿って八幡川に至り、八幡川を下流に市道丹原野原線池芝橋まで進み、同線を南進し、新池、古池の西端沿いに国営総合農地開発事業古田Ⅰ団地まで進み、その境界に沿って五條市野原町と同市西吉野町湯川との境界まで進み、平成十七年九月二十四日における旧五條市と旧吉野郡西吉野村の境界に沿って市道御山樫辻線まで進み、同線及び市道樫辻大平線を経由して市道火打大平線五号橋まで進み、同橋から国営総合農地開発事業火打団地まで進み、火打団地の南の周辺を通過って県道阪本五條線に至り、同所から五條市と和歌山県橋本市との境界まで西進し、その境界に沿って北進し、起点に至る区域（別紙第一図の表示区域）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

一 名称 大深特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 県道阪本五條線と市道大深大平線との交点を起点として、同所から県道阪本五條線を千百メートル北進し、同所から東進し、市道大深五号線と市道阪合部

新田一七号線との交点に至り、同所から市道大深五号線を南進し、市道大深七号線との交点に至り、同所から市道大深七号線を南進し、市道大深六号線との交点に至り、同所から山沿いに南西進して起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

一 名称 牧Ⅱ五條市特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 市道湯谷市塚一号線と市道湯谷市塚九号線との交点を起点として、同所から市道湯谷市塚九号線に沿って五百メートル南東進し、南進し、市道湯谷市塚一号線の終端に至り、同所から市道湯谷市塚一号線を北西進して起点に至る一円の区域（別紙第三図の表示区域）

三 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで





